

肝付町保育所等給食支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰による給食費等の負担軽減を図るため、一定の要件を満たす保育所等に対し必要な費用を交付するものとし、その交付については、肝付町補助金等交付規則（平成17年肝付町規則第26号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 この告示に基づき補助金の交付申請をすることができる者（以下「補助事業者」という。）は、原則として次の各号を全て満たす私立の保育所、保育所型認定こども園並びに幼保連携型認定こども園の設置者とする。

- (1) 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること。
- (2) 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと。
- (3) 給食を10日以上実施していること。

(給食費の基準単価及び物価上昇率等)

第3条 補助事業の実施主体、給食費の基準単価、物価上昇率及び対象園児数は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、肝付町保育所等給食支援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）により補助金の交付申請を町長に提出するものとする。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 保育所等給食支援事業費補助金計算書（別記第1-1号様式）
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の交付申請書の提出期限は町長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付決定等の通知)

第5条 町長は、第4条に定める申請手続書類を受理した場合は審査を行い、適切と判断した場合は補助金の交付を決定し、補助事業者に対してその旨を肝付町保育所等給食支援費補助金交付決定及び交付確定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第6条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他町長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(補助金の額の確定)

第7条 補助金の額の確定は、第5条に規定する補助金の交付決定及び交付確定通知書をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、前条に規定する補助金額の確定後、第1号様式により交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金を交付した場合において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき場合

(書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年9月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表 (第3条関係)

1 事業主体	2 給食費の基準単価	3 物価上昇率	4 対象園児数
保育所、認定こども園の設置者	主食費のみ：3,000円 副食費のみ：4,500円 主食費と副食費：7,500円	15%	毎月初日の園児数とする。

年 月 日

肝付町長 様

住 所

施設名

印

代表者名

肝付町保育所等給食支援事業費補助金交付申請書兼請求書

年度において肝付町保育所等給食支援事業を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、肝付町保育所等給食支援授業実施要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 関係書類

(1) 補助金計算書（別記第1-1号様式）

(2) その他必要と認める書類（毎月初日の園児名簿、振込先口座の通帳の写し）

3 請求金額

請求額 金 _____ 円

4 振込口座

金融機関名			金融機関コード					
店 名			店舗コード					
預金種別	普通・当座	口座 番号						
フリガナ								
口座名義								

施設名 _____

年度保育所等給食支援事業費補助金計算書
(年 月 ~ 年 月分)

内 容	基準単 価(円) ①	物 価 上昇率 ②	対象園児数(人) ③						交付申請額 (① × ② × ③)
			月	月	月	月	月	月	
主食費(米、パン等)のみを徴収している場合	3,000	15%							円
副食費(おかず等)のみを徴収している場合	4,500	15%							円
主食費と副食費の両方を徴収している場合	7,500	15%							円
合 計									円

【チェック項目】

申請において、以下の要件を満たしている場合は☑をお願いします。

なお、原則として、全ての項目を満たしていない場合、申請はできません。

- 園児に給食等を提供し保護者から給食費等を実費徴収していること
- 物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていないこと。
- 給食を月10日以上実施していること。
- 申請書および添付書類の記載事項に虚偽はありません。なお、虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。

年 月 日

法人名

法人代表者名

(記入上の注意)

- 1, 対象園児数については、毎月初日の園児数名簿を参考に記入すること。
- 2, チェック項目の確認のため、法人名および法人代表者名を記入すること。
- 3, 交付申請額合計欄について、千円未満の端数は切り捨てること。

年 月初日現在

施設名

園 児 名 簿

No.	氏 名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

No.	氏 名
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	

No.	氏 名
61	
62	
63	
64	
65	
66	
67	
68	
69	
70	
71	
72	
73	
74	
75	
76	
77	
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	

上記の園児名簿に相違ありません。

年 月 日

法人名

法人代表者名

第 号
年 月 日

様

肝付町長



年度肝付町保育所等給食支援事業費補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度肝付町保育所等給食支援事業費補助金については、肝付町保育所等給食支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり交付します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件